

令和4年度
社会福祉法人白井市社会福祉協議会
職員採用試験案内

- 【1. 募集人員】 常勤職員 1人（10月1日～12月31日までは試用期間とします。

任期付職員とは、各種手当および勤務時間などが正規職員と同様で、勤務期間を定めた職員をいいます。

- 【2. 採用予定日】 令和4年10月1日

雇用期間は令和5年3月31日までとします。4月1日以降は勤務成績により更新します。（1回の更新期間1年）

- 【3. 勤務地】 社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

白井市復1123 白井市保健福祉センター内

- 【4. 業務内容】 社会福祉協議会に関する業務全般

白井市における地域福祉を推進するため、行政及び地域住民・関係組織等と協働・連携しながら業務にあたります。

- 【5. 受験資格】

- (1) 次の要件を満たしている人

- ①健康で地域福祉の推進に熱意を有する人
- ②昭和52年4月2日以降に生まれた人

例外事由

事由4. 労働者数が相当程度少ない年齢層に限定した募集（3号のロ）

- ③普通自動車運転免許（AT限定可）を有する人
- ④パソコン操作（ワード・エクセル等）やメール等の基本的な知識を有する人

- (2) 欠格条項

上記の要件を満たしていても、次のいずれかに該当する人は受験できま

せん。

- ①禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人
- (3) 希望する資格（あれば尚可）
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、日商簿記検定など

【6.受験手続】

(1) 履歴書等の提出先

〒270-1492 白井市復1123 白井市保健福祉センター内
社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 採用係

(2) 申込方法

- ・履歴書（写真貼付）に必要事項を記入し、「身近な福祉課題と社会福祉協議会の役割について」（原稿用紙3枚程度）をテーマとした作文を添えて、白井市社会福祉協議会事務局へ直接持参するか又は郵送してください。

(3) 提出書類

- ①履歴書
- ②作文「身近な福祉課題と社会福祉協議会の役割について」
- ③最終学歴の卒業証明書（在学中の場合は卒業見込証明書）の写し
- ④資格証明書の写し
- ⑤運転免許証の写し

(4) 受付期間

令和4年6月1日（水）から令和4年6月30日（木）まで

※直接持参の場合、午前8時30分～午後5時15分。土・日・祝祭日は除きます。

※郵送の場合は、6月30日消印有効とします。

(5) 採用試験の日時及び場所

- ・日 時 令和4年7月7日（木）時間は個別に連絡します。
- ・試験会場 白井市保健福祉センター
白井市復1123 電話047-492-5713
- ・試験内容 個人面接

(6) 合格者の発表

作文審査と面接試験による合否は、受験者全員に7月13日（水）までに通知します。

電話等による問合せは受け付けません。

【7.採用条件】

《1》給与

「社会福祉法人白井市社会福祉協議会給与規程」に基づき、給料、地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（年2回）等を支給要件に応じて支給します。

★任期付職員 195,500円（令和4年4月1日現在）

※昇給・昇格制度はありません。

《2》勤務時間、休暇・休日

★勤務時間は午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時休憩）

1日7時間45分、1週間につき38時間45分

★有給休暇10日（令和5年4月1日以降は年間20日）

夏季休暇7日（令和3年度実績） 年末年始（12月29日～1月3日）
のほか忌引、病気、出産など就業規則に基づいて取得することが可能です。

《3》社会保険等

★健康保険、厚生年金及び雇用保険、労災保険に加入します。

★退職金積立制度があります。

【8.問合せ・申込先】

〒270-1492

白井市復1123番地 白井市保健福祉センター内

社会福祉法人白井市社会福祉協議会（採用担当：米澤）

電話047（492）5713 FAX047（492）3600

[メールアドレス s-shakyo@atlas.plala.or.jp](mailto:s-shakyo@atlas.plala.or.jp)